

点検商法

屋根を無料点検するという業者がきました。点検後、「状態が悪いので、このままでは雨漏りしますよ。今すぐ工事が必要です」と言われたため、あわてて契約しました。冷静になってみると、本当に必要な工事なのか疑わしく思えてきました。解約できるでしょうか。

Q

悪徳商法のひとつに、「無料で点検」などを口実に訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、契約を勧誘する「点検商法」という手口があります。

「特別に値引きします」などと言葉巧みに契約を迫られても、その場で契約するのは避けましょう。また、点検結果をうのみにせず、別の専門家などに確認する、複数の見積りをとる、家族に相談するなど、冷静に対処することが大切です。

契約してしまった場合でも、クーリング・オフや契約の取消が主張できることがありますので、困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

A

12月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	12/ 4(火)、18(火)	22-1151
関ヶ原町	12/11(火)、25(火)	43-0070
養老町	12/ 3(月)、17(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	12/10(月)、28(金)	27-3111
輪之内町	12/ 6(木)、20(木)	68-0185
安八町	12/13(木)、27(木)	64-3111